

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第6期 第4回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		ごみ減量推進課
開催日時		令和7年7月9日（水）10時00分～11時35分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1. 開 会 2. 議 事 (1) 第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画（素案） について (2) 災害廃棄物処理基本計画の主な変更点について 3. その他 (1) 前回審議会の確認事項について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、石井豪、富沢正弘、有里真穂、西山陽介、宮崎けい子、塚田ひさこ、木川るり子、増子嘉英（環境清掃部長）、高橋寿徳（環境清掃部副参事）（敬称略）
	区側出席者	環境清掃部ごみ減量推進課長、環境清掃部環境政策課長、環境清掃部環境保全課長、環境清掃部豊島清掃事務所長
	事 務 局	環境清掃部ごみ減量推進課

審 議 経 過

(10 時 00 分開会)

1. 開 会

(1) 委員委嘱

- ・ 人事異動等により今回から就任いただく委員の委嘱について

(2) 委員紹介

- ・ 人事異動等により今回から就任いただく委員の紹介
- ・ 傍聴について

2. 議 事

○ごみ減量推進課長： それでは、議事に移ります前に、会議の公開等についてご説明させていただきますと思います。審議会等の会議の公開に関しましては、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めがございます。この要綱に従って次の通り処理をさせていただくということで考えております。1. 豊島区リサイクル・清掃審議会は公開する。2. 傍聴について、区のホームページに記載するほか区広報誌等で事前に周知し、傍聴者に関しては会議の運営に障害を来さないと会長が判断した場合、希望者を受け入れる。3. 会議録について、会議録の記載事項のうち、審議経過については、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現で整理する。事務局及び区側出席者については、「職名」で整理する。会議終了後、全委員の確認を経た後、ホームページに掲載する。以上でございます。この件につきまして異議がないようであれば、事務局案のとおり会議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、これからの進行は、会長にお願いいたします。なお、本日の予定ですが、11時30分を目途にご審議いただきたく、ご協力の程よろしくお願ひいたします。では松波会長、これからの司会をよろしくお願ひいたします。

○会長： それでは、司会を代わらせていただきます。よろしくお願いいたします。事務局にお尋ねします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○ごみ減量推進課長： 本日、傍聴希望者はおりません。

○会長： それでは、２．議事に入らせていただきます。はじめに（１）第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画の素案について説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長： 資料第４-２号をご覧ください。第３回までの委員の皆様からいただいた意見を盛り込み作成いたしました。内容を更新中となっている部分で主に表などについては、次回の第５回審議会で提示いたします。今回は８ページからの第３章「基本理念および基本方針」、13ページからの第５章「施策」、23ページからの第６章「食品ロス削減推進計画」、28ページからの第７章「生活排水処理基本計画」の部分について提示させていただきます。

では、８ページ、第３章「基本理念および基本方針」をご覧ください。赤字部分が第四次計画からの変更点です。今回の計画の基本理念は豊島区基本構想・基本計画や豊島区環境基本計画の整合性をとりまして、「持続可能な循環型社会を実現するまち としま」と掲げます。後のページでも掲載しておりますが、基本方針であるリデュース・リユースの推進、質の高いリサイクルの実現、安定的で適正なごみ処理の推進を区民・事業者・行政が一体となって推進することで、持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

９ページをご覧ください。基本方針についてです。まずは基本方針１「リデュース・リユースの推進」です。ごみの減量に関する周知・啓発等の積極的な情報発信を行うことや、再使用の取組を広げるための各種仕組みづくり・支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

次に基本方針２「質の高いリサイクルの実現」です。第四次計画ではプラスチック分別回収の導入について書いておりましたが、令和５年１０月から本格実施になったことに伴い変更しています。さらに事

業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進により、再資源化への取組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

10 ページをご覧ください。最後に基本方針 3「安定的で適正なごみ処理の推進」です。ここでは近年問題となっているリチウムイオン電池の発火について触れることで適正に分別し排出することが不可欠であることを区民に周知することを掲載しています。

続いて、13 ページ、第 5 章「施策」をご覧ください。基本理念および基本方針は先ほど説明したとおりです。★印の重点施策として、「リデュース・リユースによるごみの排出削減」、「区民・事業者への啓発・情報発信」、「プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進」、「適正分別・適正排出の徹底」の 4 施策がございます。基本方針と各施策の関係は下の施策体系の図で示しています。

15 ページの具体的施策をご覧ください。具体的施策については、今回の第五次計画から新たな取組として取組指標によりそれぞれの施策の進歩を管理していこうと考えております。今回の審議会では、特にこの取組指標についてご意見いただけたらと考えております。

まず、基本方針 1「リデュース・リユースの推進」の施策についてです。①リデュース・リユースによるごみの排出削減については、生ごみ処理機の購入助成や民間事業者と連携した新たな粗大ごみのあつせん事業を検討するなど、リデュース・リユースの推進事業の展開を図っていきたいと思います。取組指標は、「区民アンケート調査によるごみの排出削減に取組む区民の割合」を指標としました。後に説明いたします、参考資料第 4-4 号「地球温暖化に関するアンケート調査」の結果をもとに目標値を設定しています。

②区民・事業者への啓発・情報発信については、外国人向け動画配信、ごみ分別アプリの周知方法の検討、子どもたちへの教育を通じた意識啓発など委員の皆さん方の意見を取り入れるとともに、16 ページをご覧ください。「リデュース・リユースを含む 3R に関して発信した回数」と「出前講座の実施回数」を取組指標としました。

③食品ロス削減の推進については、第 6 章「食品ロス削減推進計画」に掲載しておりますので後ほどご説明いたします。

④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進については、

事業者のインセンティブ向上を図るため、優良な取組み事業者への表彰制度の導入を検討するなど委員の皆さん方の意見を取り入れるとともに、17 ページをご覧ください。「食べきり協力店登録件数」、「TABETE 登録件数」及び「食品ロスに関する情報発信件数」を取組指標としました。

⑤区民の活動支援と連携の場の創出については、新たな取組として民間企業と連携して実施した今年6月6日、巣鴨信用金庫の講堂で実施した子ども服の譲渡会を新たに記載したうえ、「リデュース・リユースを含む3Rに関して連携して活動した民間団体等の数」と18 ページをご覧ください。「町会・清掃担当者等意見交換会やリサイクル・清掃関係施設見学会の開催件数」を取組指標としました。

続いて、基本方針2「質の高いリサイクルの実現」の施策についてです。①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進については、本格実施後、周知徹底を継続するとともに、更なる資源化の向上を目指すことを書きました。取組指標は「区民一人1日当たりのプラスチック回収量」と「資源化率」としました。

②事業系ごみのリサイクルの推進については、大規模事業者に対して廃棄物管理責任者講習会や立入検査等を通じて、引き続き事業系ごみの減量・資源化、適正処理を促進していきます。小規模事業者等の事業系有料ごみ処理券を貼って区の収集にごみを出す事業者に対しても資源の適正な分別方法の周知徹底を図っていきます。取組指標としては、「大規模事業者への立ち入り検査の件数」を指標としました。

③区民・民間事業者との連携・協働については、町会の担い手や高齢化が進展している集団回収が継続できるよう環境を整えるなど委員の皆さん方の意見を取り入れるとともに、20 ページをご覧ください。「リサイクルを含む3Rに関して連携して活動した民間団体等の数」と取組指標としました。

次に、基本方針3「安定的で適正なごみ処理の推進」の施策についてです。①適正分別・適正排出の徹底については、分別ルールに係る外国人向け動画配信の作成の検討など委員の皆さん方の意見を取り入れるとともに、「ごみ分別アプリの登録者数」、「適正分別・適正排出に関して発信した件数」、21 ページをご覧ください。「不法投棄回収件数」を取組指標としました。

②処理困難物の適正排出については、特に二次電池の安全な排出・保管について重点的に記載するとともに、「二次電池等の有害物質・処理困難物の新たな排出方法や処理ルート数」を取組指標としました。

③事業者への情報提供・指導については、区内の事業者への国の法令、区の条例に関する情報を随時提供しながら事業系ごみの減量、資源化、適正処理を促進するとともに、22 ページをご覧ください。「廃棄物管理責任者講習会の開催回数」を取組指標としました。

④ごみの収集方法等の調査・検討については、高齢者などごみの排出が困難な区民に対して自宅前までごみを取りに行く出前ごみ事業の拡充の検討など、高齢化社会に対応した体制の整備など審議会での意見を取り入れました。

⑤の災害廃棄物対策については、次の議題「災害廃棄物処理基本計画の主な変更点について」でお話します。

23 ページをご覧ください。「第 6 章 食品ロス削減推進計画」です。1 の (1) から 24 ページの (3) まではデータを赤字で更新しました。

25 ページをご覧ください。「2 食品ロス削減推進計画の方針・目標」の「(2) 食品ロス削減推進の目標」では、これまでの審議会での議論を踏まえ、令和 17 年の家庭系食品ロス量の目標値を 3,390 t とすること、区民アンケート調査における食品ロスの削減に取組む区民の割合を 90%にすることを目標とします。

26 ページをご覧ください。「3 食品ロス削減のための取組み」です。「(1) 情報発信・普及啓発の推進」については、ごみ分別アプリを活用した食品ロス削減の周知など新たな周知方法を検討することなどを追加するとともに、「食品ロスに関する情報発信件数」、「食品ロス削減講座実施回数を取組指標」とします。「(2) 販売店や飲食店との協力体制の充実」については、これまでの審議会での議論を踏まえ、食品ロス削減に取組む優良事業者に対する表彰制度の検討などを追加するとともに、「食べきり協力店の登録件数」、「TABETE 登録件数」を取組指標とします。

28 ページをご覧ください。「第 7 章 生活排水処理基本計画」です。本区では令和 6 年度まで汲み取り式のトイレの住宅が 1 軒ありまし

たが、令和7年度からなくなったことによる改定です。「1 基本方針」の2段落目について、第四次計画では、「残存する一般家庭の汲み取り便所のし尿は区で収集運搬」となっていたましたが、残存する汲み取り式のトイレがなくなったことにより、第五次計画では当該表記をなくし、シンクの下に設置し生ごみを粉砕して排水に流す装置であるディスポーザーからの汚泥処理について新たに記載しています。その部分が赤字になっている、「一部のディスポーザー汚泥等は、許可業者の収集運搬により」と変わっている部分になります。次に、「2 基本計画」の部分について、第四次計画では1段落目に「家庭及び事業者から排出される生活排水については、残存する一般家庭の汲み取り世帯の状況などを勘案の上、公共下水道で処理されるよう引き続き働きかけます。」と記載していましたが、汲み取り世帯がなくなったことを受け、「残存する一般家庭の汲み取り世帯の状況などを勘案の上」という表記をなくしました。「3 処理の区分・主体」について、第四次計画では、汲み取りし尿の収集運搬を区収集で行うことを記載していましたが、汲み取り世帯がなくなったことから全ての世帯が下水道管に放流することになるため、図表5の家庭から出たし尿は下水道管へという表記が変わっています。処分の部分については、「東京二十三区清掃一部事務組合」と表記していたところを、「水再生センター」、「品川清掃作業所」とより詳しい処分先の表記に変更しました。

これら以外については現在作成中となっております。私からの説明は以上です。

○会長： ありがとうございます。なにかご意見、ご質問はございませんでしょうか。なお、円滑な進行のため、ご発言の際は挙手の上、指名があつてからお願いいたします。

○委員A： これまでの意見を取りまとめていただき、事務局ありがとうございます。3点質問があります。

まず1点目は、17ページにあります、食品ロスに関する情報発信件数などいくつか情報発信件数という指標がありますが、この件数というのは、SNSで発信した記事の回数なのか、チラシ等の発信も含めた発信件数なのか、この指標の中でどのようなものを想定して

件数とするのかを統一していただくことが重要だと思います。事務局としてはどういった指標の設定を考えているのでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 情報発信の件数については、SNS での発信件数や紙媒体での発信件数の 1 件 1 件など、全てをまとめて情報発信件数としてカウントしております。

○委員 A： 理解できました。そうしましたら、食品ロスに関する情報発信件数や 20 ページの適正分別・適正排出に関して発信した件数などについて、こういった数え方で統一して発信件数をカウントしたということをごどこかに書いておかないと、今後担当者が変わった際に発信件数の数え方が変わってしまうことも想定されるため、しっかりとした指標がとれるような準備をしていただきたいと思います。

2 点目ですが、講習会の回数というのが 22 ページから出てくると思います。廃棄物管理責任者の講習会の回数や 26 ページに出てきます、食品ロス削減講座の実施回数というのは、講習会や講座を実施するのが区なのか、それとも民間の方々の行った回数を入れていくのか、どちらでしょうか。区であれば、おそらく区が年間 10 回以上開催数を増やしていくというのは難しく、ある程度のところで指標が頭打ちになる可能性があると思います。この指標を取り入れた理由と、どのように講習回数を指標としてカウントしていき、将来 5 年間やった中で横ばいになるということを想定した上でもこの指標を取り上げることが重要であると考えたのか、その辺も含めてお答えいただきたいです。

○ごみ減量推進課長： 廃棄物管理責任者の講習会や食品ロス削減講座は区が主催するものですので、人数的なところを考えたりしますと、将来頭打ちになる可能性もございます。

ただ、我々のやっている仕事というのは、基本的には適正分別やごみを削減するためにいろいろなツールを使った情報発信や普及啓発が大変重要になっているというところでもございますので、頭打ちになることも将来あるとは思いますが、少なくともこういうのはやっていこうということで講習会や講座の年に実施する回数を取組指標と

して掲載させていただきました。

○委員A： ありがとうございます。できましたら、おそらく民間団体の方でもこういった講習会などをされていくことになるかもしれないので、最初から区がある程度のところで限界があるということであれば、民間団体も含めて指標をどこまで広げるか、カウント数をどこまで広げるかということも少し検討いただきたいと思います。

3点目ですが、活動回数についてということで17ページの⑤3Rに関して連携した民間団体の数とありますが、これは民間団体が行った活動を1回ずつカウントしていくという理解でよろしいでしょうか。果たして民間団体というのをどこまでとするのか、どこの民間団体をターゲットとして数を持ってくるのか。もしくはその民間団体数がまだ限られているようでしたら、民間団体数の何か登録などがあるのであれば、民間団体数とその民間団体が活動した回数という2つの指標の取り方というのにも必要なかと思います。その点についてどうお考えでしょうか。

○ごみ減量推進課長： この民間団体数については、例えば、今年行った子ども服の譲渡会などの民間企業と豊島区で一緒に行ったものや、豊島区が後援して行ったものなど、何かしら豊島区が少しでも関わって3Rの普及啓発を行った団体というところでその件数を掲載しています。

○委員A： その団体数は豊島区内に今いくつあって、この7回というのは令和6年度に豊島区が後援して行った事業の実施回数が7回という理解でよろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課長： はい。令和6年度は7つの団体と実施したという団体の数になっていますが、今後、一緒に実施したり、区が後援して実施することができる団体を増やしていこうと考えています。

○委員A： 今のご回答ですと、民間団体数の数が7団体でその7団体で7回実施したということになると思います。当初の私の質問では、区とそういった活動をする団体数を指標として出すこと、それからもう

1 つは、その団体が活動した回数を出すことという、この 2 つを指標にしたかどうかというような意見を出しましたが、その点について区のお考えはいかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 実施する団体の数と、1 年間でその団体が区と一緒に何回活動したかが分かるような指標の掲載の仕方について検討していきたいと思います。

○会長： その他ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

○委員 B： 初めに、この素案の 13 ページにあります、施策体系のうち、重点施策の考え方について触れさせていただきたいと思います。

まず (3) の①と②について、①の方に重点施策とする★マークがついていますが、20 ページの①と 21 ページの②の本文の方と整合されてないように見えますがいかがでしょうか？

○ごみ減量推進課長： (3)の重点施策について、①ではなく、②処理困難物の適正排出の方を重点施策として考えております。修正いたします。申し訳ございません。

○委員 B： 分かりました。それと引き続きですが、(1) の③食品ロス削減の推進について、これには★マークがついてないので重点施策として捉えていらっしゃるように素案として出来上がっているわけですが、これは食品ロス推進計画としても独立している体系となっているので、重点施策に入れていただいてもいいのではないかと考えます。この重点施策を選定した考え方も含めてご見解をいただければと思います。

○ごみ減量推進課長： この一般廃棄物処理基本計画を策定した時には、食品ロス削減推進計画というのは策定されておらず、前回の第四次一般廃棄物処理基本計画のときに、第 6 章ということで個別に一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減推進計画を別立てで入れた経緯があります。今回、重点施策としては入れていないですが、第 6 章食品ロス削減推進計画

の中に食品ロス削減を進めていくための施策についての記載があるので、この中で重点施策と考えられるところを検討していこうと思います。

○委員B： ありがとうございます。ご検討お願いします。

引き続き、15 ページに民間事業者と連携した新たな粗大ごみのあっせん事業の活用という表現がありますが、これについて少し触れさせていただければと思います。先日、区民の方から状態が非常に良い桐だんすを処分したいが、粗大ごみとして捨てるのはもったいないと感じられていらっしゃっていて、どこか引き取って再利用してくれる仕組みはないのかという相談を受けました。これについては既に個別で区の方に相談させていただき、結論としては、やはり粗大ごみとして有料で排出いただくしかありませんとのことでした。排出後、状態によってはリサイクルセンターに持ち込まれるとのことですが、排出した区民の方にとっては、リユースしたという実感がなく、ごみとして出してしまったという気持ちになってしまいます。そういう事例があったということをお話させていただければと思います。

粗大ごみについてもう 1 点、特別区他区の中には、区の処理施設に直接持ち込めば、排出者の負担がゼロになるという区もあります。区民負担の軽減や、資源循環に向けて独自の取り組みを進めているところもあるように聞いております。そういった事例も含めて、今回計画にあります民間事業者のノウハウを活用して、まだ使える家具や家電など、そういったものをリユース・リサイクルにつなげる取り組みが重要だと思います。区としては廃棄物を単に処分するだけではなく、資源循環の観点からどのような方向性を目指していくのか、ご見解をお聞かせいただければと思います。

○ごみ減量推進課長： 委員からご指摘のあった、民間事業者と協力しながら粗大ごみのリデュース・リユースを推進できるような検討を進めていくということを目標としてやっていくために、「民間事業者と連携した新たな粗大ごみのあっせん事業の活用の検討」を今回記載いたしました。

○委員B： 具体的なところはまだこれからということだと思いますが、ぜひそ

の粗大ごみの処理については、効率化ということにとどまらず、豊島区として循環型社会を進める象徴的なモデル事業として発展して欲しいと思います。

引き続き 21 ページのこれまでも他の委員からご発言があった、二次電池の回収についてですが、計画では安全な排出・保管方法を検証した上で拠点を増やすことや集積所での回収を検討するという表記があります。このリチウムイオン電池をはじめとする二次電池については、環境省が今年 4 月に家庭から排出される全てのリチウム蓄電池の安全な処理体制を構築していく必要があり、他のごみへの混入を防ぐために決められた回収場所や戸別での分別収集を基本とするという通知を各自治体に出されたと聞いているところです。一方、区としては素案にあるように、今後、拠点を増やしたり、集積所回収を検討するということではありますが、この環境省の通知では戸別分別収集を基本とするというような表記もあったと聞いていますので、今後の具体的な回収方法についてどのように方向づけていかれるのかお聞かせください。

○ごみ減量推進課長： 二次電池の回収については、やはり保管の部分がすごく難しいと考えています。保管が困難であるというところを考えると、先ほどの環境省の通知のとおり、集積所に出たものを回収してそのまま処理施設に持っていくというような回収方法はすごくいい方法だと思います。集積所回収というのが今のところまだ検討段階となりますが、そのほか、拠点回収についても安全な保管ができるのであれば拠点数を増やすなどを考えていくところです。そういったところで、基本方針 3 の②処理困難物の適正排出の下から 3 行目に、今後は安全な排出保管方法を検証した上で回収拠点を増やすことや集積所回収を行うなどして、分別・排出方法を検討していくということを書き込んでいます。

○委員 B： 最後に、二次電池は非常に優れているからこそ、気軽に使える製品である一方で、大きな危険もはらんでいる製品ということもあり、適切な排出、そして保管をしないと本当に危ないことになってしまうということを本文にも書いていただいています。適正に排出しないといけないんだということをこれからもっと具体的に区民の方々により

広く周知徹底を進めていただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○会長： その他何かございますか。

○委員C： いくつか気になったことを質問したいと思います。

まず、これまでの様々な審議会の意見をまとめられて新しい計画ということなのですが、高齢者の方のごみ出しの困難さという問題があるという話を私もよく地域の方からご相談を受けたりしています。この基本方針3の方に検討していくと書いてありますが、計画には、特にその点に留意した書き込みがなかったように思います。どこまでこの基本方針に入れるかについて、やはり福祉の方のサービスともしっかり連携して、高齢者のごみ出しについてはこういうことをやりますよという、そういった区の方針があればいいかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 高齢化社会の進展によってその困難な事例があるというところを今回の審議会で委員の方々から指摘を受けまして、そこの部分を入れたものになります。当然、今委員からご指摘があったとおり、福祉関係の部署と連携しながら考えるべきところも今後の課題だと思っております。そういったことを含めて、今後、一人暮らしの高齢者の方、障害者の方など排出が困難な方々に対して、自宅までごみを取りに行く出前ごみの拡充を検討していこうと考えております。

○委員C： ありがとうございます。引き続き2点ほどお伺いしたいのですが、集合住宅の蓋付きのごみ箱がないために結構ごみが散乱したり、ネズミの害なども多いということを地域から伺っています。これも他の委員会や議会の方でも何回か話題になったのですが、やはり蓋付きのごみ箱というものを集合住宅において、ある程度、指導や義務化等、そういったものが必要ではないかと思っています。後は蓋付きのごみ箱の設置に対して、全域ではないですが、一部補助金というのが出ていたのですが、この蓋付きのごみ箱を今後区としてどのくらい設置を求めていくのか、その辺りについて、もし何かあればお願いいたします。

○豊島清掃事務所長： 蓋付きのごみ箱を集積所に設置することについて、蓋付きのごみ箱は確かにカラスやネズミを避けられるというメリットがありますが、収集が終わった後のその箱の管理が非常に問題となっております。道路沿いの集積所というのは大体公道を使っておりますので、町会や区民の方で集積所の蓋付きのごみ箱を管理できる場所に関しては、設置することはやぶさかではないですが、基本的には防鳥ネットの方で対応していただくという方法をとっております。集合住宅に関しましては、集合住宅の管理会社で管理できるようであれば設置するという流れをとっております。

○委員C： 主に集合住宅の管理会社や管理人さんに対して働きかけて、ある程度、義務化に近いものをしないと難しいと思っています。やはり蓋があるのとないのとではネズミの問題等の観点から違いがあるというのを地域からも聞いているのでご意見を申し上げました。

あともう1点、猫砂の捨て方の問題について、そのまま燃やすごみとして出す案内や、トイレに流す案内等、メーカーによって案内が異なります。例えばうちのマンションの話ですが、トイレに流してもいいという猫砂があるのですが、実際トイレに流すと大変なことになってしまったという経験があります。猫のトイレの砂は今すごく膨大な数のごみとしてあると思うのですが、メーカーによって捨て方について書いてあることが違っていて、おそらく処理の問題で困っている人がいると思います。それを区としてもペットを飼っている人に対して、啓発や指導などを行っていただければ教えてください。

○ごみ減量推進課長： 豊島区では、資源回収・ごみ収集のお知らせ冊子の中でペット用の砂については燃やすごみとして出していただくように周知しているところでございます。

○委員C： 全て燃やすごみということで表示しているのですね。その方がいいと思います。ありがとうございます。

○会長： その他、ご質問やご意見は何かございますか。

○委員D： 細かいところを2点と、あと全体的なところで少し感想をお伝えしたいと思います。まず1点目が具体的施策の15ページの②区民・事業者への啓発情報発信のところの16ページ出前講座の実施回数7回というのは、小・中学校合わせて7回という理解でよろしいでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 小学校で実施した出前講座の回数でございます。

○委員D： わかりました。ありがとうございます。続いてですが、その下の④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進のところで、これは区との連携という意味であっていますか。

○ごみ減量推進課長： はい。区との連携ということです。

○委員D： 内容についてなのですが、例えば使い捨ての飲食器の廃止やマイボトルの持参を促す取り組みはおそらく事業者で、豊島区食べきり協力店の登録は区が推奨・推進していて、いろいろな例があるのですが、どの事業を事業者でやっていて、どの事業を区でやっていて、どの事業を事業者と区で連携して取り組んでいるのか、読んでいて分かりにくいなと思いました。何か改善できるところはありますか。

○ごみ減量推進課長： 分かりにくい部分についてこの文章自体を少し変えていきたいと思っています。区とどこまで連携しているのかが分かるように書き直したいと思っています。

○委員D： 分かりました。ありがとうございます。最後に全体的なところで、具体的な施策15ページから、全体的に思ったことを述べさせていただきます。

取り組み指針のところに回数や件数を指針にしているものが多いと思うのですが、取組指標としては少々弱いというか、曖昧かなという感想を持ちました。もちろん件数を指標にしているいい施策もあるのですが、回数や件数を指標とした上でどれぐらいリデュース・リユース

されたかというのが分からないものがあり、回数や件数を指標とするのが適正なのかという疑問があります。例えば 18 ページの基本方針 2 の①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進では、区民一人 1 日当たりのプラスチックの回収量と資源化率が取組指標となっていて、これは数字なので分かりやすいと思います。その一方で、17 ページの⑤区民の活動支援と連携の場の創出のところでは、区の民間団体等が行った活動回数が取組指標として載っているのですが、例えば先ほど子ども服の譲渡会などをやられたという話がありましたが、極端な話、1 年で 1 回この譲渡会をやって 7 着持ってくるのと、1 年で 7 回やって 1 着ずつ持ってくるのとでは、数字上の結果として同じになってしまいます。そうすると回数が取組指標だと本当にリデュース・リユースできたのかということが分からないと思いました。今から直すというのはもしかしたら難しいかもしれませんが、今後は、一人当たりがどれぐらいリデュース・リユースしないといけないのかというような細かい数字のところまで取組指標に入れていただくと分かりやすいかと思いました。以上です。

○会長： 今の件ですが、回数や件数を取組指標とするというのは、やったかやらないかということだと思います。多くの自治体ではこういうふうな、やったかやらないかを回数などで指標とすることが多いです。やった場合にどれだけ効果が出るかが分からないと思うので、取り組みをやっているかどうかという回数で判断していると私は理解しています。実際に数字的にその効果が分かるような資料があればいいのですが、効果を数字で出すのは難しいと思います。情報発信した結果、どのくらいリデュース・リユースしたのかというデータを出すのは非常に難しいので、取組指標としてはやったかやらないかという観点で見ていただきたいと思います。そういう意味でご理解いただければと思います。事務局の方から何か補足はありますか。

○ごみ減量推進課長： この施策について、それぞれ今回の取組指標はどのように区として取り組んだか、私たちが行動する、行動しないという、先ほど会長がおっしゃった通りなのですが、取り組んだ結果というところの成果指標については、今回掲載しておらず、まずは取組指標を入れることで

どれくらいある事業に対しての施策を我々が進めているかということ
ころを測定するために取組んでいこうということでまとめさせてい
ただいております。

○委員E： 既に同じところを皆さん質問されているのですが、13 ページの施
策の(1) リデュース・リユースの推進のところ★印がついている、
①リデュース・リユースによるごみの排出削減、②区民、事業者への
啓発・情報発信のところについて、これはどうしてこの①と②の順位
がついたのか、少し疑問に思っています。この部分について、総論と
各論が逆になっているのではないかと感じます。まず、区民・事業者
の啓発・情報発信というのがある、そしてそれをどういうふうに発
信していくかということだと思うのですが、これについてどのように
お考えなのかを質問したいです。

2 点目は 15 ページの①リデュース・リユースによるごみの排出削
減の取組指標の上のところの下から 2 行目で「他団体」という言葉
を使っているのですが、「他団体」という言葉が非常に漠然としている
ように感じます。もう少し具体的にどのような団体があるのか、区民
の方たちもそういう部分をきちんと把握したがると思います。私とし
てはあまりにも漠然とした文章ではないかと思ったので、その点につ
いても質問したいと思います。

○ごみ減量推進課長： (1) リデュース・リユースの推進で、①、②の順番をつけた理由
について、まずこの基本方針はリデュース・リユースの推進であり、
区としてのリデュース・リユースの取り組み自体をまず大きく①で述
べ、その後普及啓発をしていく、という理由で①、②という順番にし
ております。また、①の部分の他団体との連携の部分については、よ
り具体的書けるように次の審議会で示していくことを考えていき
ます。

○委員E： ありがとうございます。それから意見をあと 2 つぐらい言いたい
のですが、17 ページの⑤区民の活動支援と連携の場の創出の部分で、
子ども服の譲渡会というところなのですが、巣鴨信用金庫の本店な
ど、おそらく巣鴨のどこかで行われていたのだと思うのですが、これ

に関する情報が全く入ってこなかったもので、分からなかったです。この部分もすごく唐突に感じます。どこの団体がやったのか、フリーマーケット方式でやったのか等が気になりました。

それから、18 ページの重点施策になっている、プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進の外国人に対するところで、いろいろと分かりやすく周知しているということが書いてありますが、今は日本に住んでいる外国人よりもインバウンドの外国人の行動が問題になっています。皆さんもおそらく気がつかれていると思いますが、夜の銀座や新宿、渋谷、池袋などのエリアは、ごみが本当に山積みになっていて、土日は特にひどい状態です。これから先を考えていくと、ツーリストの外国人の方々にも分かるように SNS 等を使って啓発するようなことをしていただきたいと思います。ちょっと希望的な話です。よろしくお願いします。

○ごみ減量推進課長： まずインバウンドのごみについてですが、一般廃棄物処理基本計画というのは基本的に家庭から出るごみを今後どのように収集して処理していくかというところの計画ですので、観光客の方のごみはこの中では計画の対象外となり、インバウンドの話を入れるというのは、少し合わないのではないかと考えております。

また、17 ページの子ども服の譲渡会などのところで、どの団体とやっているかというのを具体的に書くということについて、これは例としてフードドライブ事業やフリーマーケット、子ども服の譲渡会というようなところを具体的には示さずに書いたところでございます。ただもう少し読んでいる側が分かりやすく理解できるような書きぶりには変えていこうと思います。

○委員 E： ありがとうございます。インバウンドの問題について、もちろんこの計画は現在住んでいる人たちのごみについてということは理解していますが、置いていかれたごみを分別していくのは区民になると思います。計画が家庭からのごみのことというのは理解できますが、今後のごみの推進事業として考えてほしいなというところで少し意見を述べさせていただいたということをご理解いただけたら幸いです。

○会長： はい。それでは時間の都合もございますので次の議題に失礼いたします。今回いただきましたご意見や今後いただくご意見は、最終答申に反映いただきたいと思います。

次に議事の（２）災害廃棄物処理基本計画の主な変更点について事務局より説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長： 資料 4-3 号をご覧ください。令和 4 年 5 月東京都の被害想定が見直され、5 年度に都の地域防災計画が見直されました。それを受けて本区でも令和 6 年 9 月に豊島区防災会議において豊島区地域防災計画の見直しが承認されたところです。これを受けて災害廃棄物処理基本計画についても見直すことになります。主な見直し点ですが、本区の地域防災計画における被害想定は本区において被害の最も大きい都心南部直下地震と多摩東部直下地震をもとに作成されています。災害廃棄物処理基本計画においては、そのうち震災廃棄物が 43 万 t と多い多摩東部直下地震をもとに計画を立てていきます。

2 ページをご覧ください。「2 被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計」です。東京都の首都直下型地震における東京の被害想定は被害想定手法をもとに災害がれき、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ、し尿の発生量を以下の表とおりに推計しました。

続いて「3 避難所ごみについて」の「(1) 片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみの流れ」及び 3 ページの「(2) 避難所ごみの排出方法の検討」をご覧ください。本区の救援センター立ち上げマニュアルでは避難所でごみの分別を徹底的に行うと謳われていることから、今まで決まっていなかった避難所ごみの収集ルートを生活ごみの収集と同様のルートで実施することにします。

さらに、4 ページの「4 仮置場等の整理」をご覧ください。仮置場の例が書かれています。従前 5 種類の仮置場を設置することとなっておりましたが、仮置場の役割を整理することで区民仮置場と一次仮置場を合わせて一次仮置場とし 4 種類へと変更します。従前、区民仮置場に被災家屋からの片付けごみを出すことを想定し、一次仮置場に公費解体した災害がれき、都の用意する二次仮置場に各区で排出された公費解体等の災害がれきを集めることになっていましたが、今回の整理で二次仮置場に直接公費解体等が出る災害がれきを、一次仮置場に

片付けごみを、と整理することでより区民にわかりやすく案内できるのではないかと考えています。

災害廃棄物は「2 被害想定に基づく災害廃棄物発生量推計」で紹介した通り 5 種類あります。それぞれの排出方法ですが、①災害がれきについては、公費解体等ででるがれきであるため、業者が直接二次仮置場へ。②生活ごみについては、分別したうえ集積所へ。③避難所ごみについては、分別したうえ避難所で指定される集積所へ。④片付けごみについては、一次仮置場へ。⑤し尿については、基本的にはトイレで済ませていただきますが、下水管が壊れている場合は、救援センターのマンホールトイレをお願いします。家でいう場合は携帯トイレになるかと思います。清掃工場の焼却炉は水分が多いごみだと止まってしまうため、使用した携帯トイレは紙など可燃物と一緒に袋に入れ、飛び出さないようきっちり縛ってし尿が入っていることが分かるようにして集積所へ出していただければと考えております。私からの説明は以上です。

○会長： ありがとうございます。

なにかご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○委員 A： し尿に関してですが、実際豊島区の防災訓練の中で、特に避難訓練が最近よく開催されていますが、マンホールトイレだけでは足りない場合、どのような対応をするのかというような話が多々出ております。特にし尿の処理に関して簡易トイレであるとか、あとは先ほどポータブルトイレなどのお話がありましたが、各家庭でなるべくポータブルトイレを使うようにということで防災訓練の際も区が配布しております。各家庭でなるべく在宅避難という形をとった場合、かなりの量のポータブルトイレを使ったものが可燃ごみとして出される可能性があるのではないかと思います。その際、集積所のいわゆる公衆衛生上の管理体制というのを今回この中である程度決めていかなければならないと思います。し尿だと分かるようにして書いて一般ごみと一緒に集積所に出されるというのは、例えばこの夏の時期に数日間、処理が追いつかない状態が続くといったときに、今度は感染症のリスクが非常に高くなると思います。そういった場合も想定して、で

きましたらもう少し具体的にさせていただきたいです。また、下水道の復旧が遅ければ遅いほど、長期化すればするほど、マンホールトイレだけで果たしてし尿の処理が間に合うのかということ、そういったシミュレーションを入れていく必要があるかと考えます。そこをもう少し具体的に今回の計画の中に入れ込めるのが理想だと思います。その点についてどう考えているのかというのが1点です。

あと計画の改定ということで、この計画の13ページのところには、下水道に接続しない汲み取り便所が平成31年4月現在で3戸ありますが、先ほど議論されていた豊島区一般廃棄物処理基本計画の中で改定されていた、汲み取りし尿の戸数がなくなったという部分について、災害廃棄物処理基本計画の13ページの方ではまだ反映されておられません。災害廃棄物処理基本計画の変更点としても汲み取り便所の戸数の修正が必要かと思しますので、この2点についてのご対応と考え方をお聞かせください。

○ごみ減量推進課長： 集積所の衛生面についてはもう少し具体的にわかるように記載していこうと考えています。また、今回の被害想定を見ると、上水道の断水率は豊島区だと20%、下水道の被害率は3%となっておりますので、できればトイレでしていただきたい。ただ、今委員が仰ったように、豊島区は在宅避難を進めておりますので、家で簡易トイレを使用するという方も当然増えてくると思います。併せて、豊島区では今、トイレについて、万が一、上下水道が止まったときにも使えるようなトイレというのをどこに置くかというのを庁内で検討しているところでもありますので、その検討状況もこの改定に間に合えばですが、反映できたらと考えています。

また、現行の災害廃棄物処理基本計画13ページの汲み取りし尿の戸数のところについて、一般廃棄物処理基本計画と整合性を合わせる必要があるというのは、おっしゃる通りで、今私が説明したのは主な改正点というところでまとめているので、次回お示しするときには、当然この部分も修正した上で提示させていただこうと考えております。

○会長： その他、ご意見ご質問ありますか。特にないようですので、本日も

審議いただいた内容は、最終答申に反映いただきたいと思います。

次に、その他の前回審議会の確認事項について事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長： 参考資料 4-1 号をご覧ください。第 3 回審議会のご意見に対する対応です。黒字で対応が書かれているところは、新たに計画に記載するなど対応済のところですが、赤字の箇所についてご説明いたします。

No 6 事業系食品ロス量の検討についてです。参考資料 4-2 号をご覧ください。東京都が公表している食品ロス量から、5 年に 1 回調査の国の基幹統計である「経済センサス」をもとに都の事業者数と豊島区の事業者数の比率で、豊島区の食品ロス量を推計したものが②の表となります。この推計した 2017 年の事業系食品ロス量を使って、目標値を出してみたものが裏面の「2. 事業系食品ロスにかかる豊島区の目標値について（案）」になります。都の食品ロス量は毎年公表されますが、比率のもとである経済センサスは 5 年に 1 回の調査となりますので、毎年の推計が難しくなります。また本計画の最終年度である令和 17 年度に経済センサスは中間年で実施されないことから、この方法で事業系食品ロスの指標をたてることは難しいと考えます。区内の事業系食品ロス量の把握の仕方等も含めて、引き続き検討していきたいと思います。

No 7 TABETE の二酸化炭素排出量の出し方を工夫してほしいというご意見については、参考資料 4-3 号をご覧ください。TABETE による二酸化炭素の削減量は「2. TABETE による CO2 削減量」の表の黄色部分のとおりです。対して「3 家庭から出た未利用食品における二酸化炭素の発生量」は、組成調査の結果から推計した「区の燃やすごみに占める年間の未利用食品数」に TABETE による CO2 削減量の算出時に使った 1 食あたりの CO2 発生量の指標である 1.375kg をかけて、家庭から出た未利用食品による CO2 発生量を算出しています。

「2 TABETE による CO2 削減量」と「家庭から出た未利用食品における CO2 発生量」を比較すると、圧倒的に家庭から出た未利用食品における二酸化炭素の発生量が多いことから、もっと家庭に対して啓発する余地があることがわかります。また、事業者に対しても、食べきり協力店や TABETE の登録者数を増やすための積極的な働きかけを行

っていく必要があります。

No8 食品ロス削減の取組み指標であるインターネットアンケートの内容についてですが、参考資料 4-4 をご覧ください。環境政策課において令和 7 年 3 月に実施した「地球温暖化に関するアンケート」調査です。食品ロス削減に取り組む区民の割合として、1 家庭で行っているエコ活動における食品ロス削減の取組み状況についてで、いつも行っていると時々行っている割合を足したものを現状値とし、第五次一般廃棄物処理基本計画の「基本方針 1 リデュース・リユースの推進」の「①リデュース・リユースによるごみの排出削減」にて、目標を 90%と定めています。ごみを減らすために取り組む区民の割合についても同様に、いつも行っていると時々行っている割合を足したものを現状値とし、第五次一般廃棄物処理基本計画の「第 6 章食品ロス削減推進計画」の「2 食品ロス削減推進計画の方針・目標」(2) にて目標を 90%と定めています。

No11 の二次電池の火災状況の恐ろしさがわかる資料についてです。参考資料 4-5 をご覧ください。まずは清掃車両・中継所での火災件数等について令和 2～6 年度の実績をまとめたものです。左側が 23 区計、右側が豊島区となっています。豊島区が一番上の表をご覧ください。令和 4～6 年度にかけて毎年 1 件ずつ車両で火災が発生しています。真ん中の表をご覧ください。火災原因の内訳です。豊島区では二次電池による火災が令和 4、5 年度で各 1 件ずつ発生しています。

続いて参考資料 4-6 をご覧ください。二次電池による処理施設等の被害についてです。処理施設で火災が発生すると 23 区は合同でごみの処理をしていることから被害の影響も大きくなります。また令和 5 年 11 月に発生した粗大ごみ破碎処理施設の火災では、一番下の 2 枚の写真をご覧ください。これがその時の状況です。併せて復旧には 3 億円の費用がかかっています。区民の方に適正排出・適正分別の重要性を理解いただくために、二次電池等のごみや資源への混入による被害状況を示しながら、引き続き周知を徹底していきます。

最後に参考資料 4-7 号をご覧ください。事業系ごみの発生量推計についてです。これは第 2 回審議会からご意見をいただいている内容です。毎回本計画を見直すにあたって「区内事業者アンケート」を実施しており、アンケート結果から得られる数値をもとに発生量を推計し

ました。事業系ごみを清掃工場に収集運搬するルートは2通りあり、まず1つ目は事業者自らが収集運搬し工場へごみを持ち込む臨時持込と、民間委託により収集運搬許可事業者が区内事業者から排出されるごみを収集運搬する継続持込です。臨時持込ごみと継続持込ごみを合わせた、持ち込みごみとして、「2. 事業系と家庭系のごみについて」の②の部分、34,697トンとなります。2つ目の収集運搬方法として、事業系の有料ごみ処理券を貼って区の集積所に出し、区職員が家庭系ごみと一緒に収集運搬し清掃工場へ運び込むルートがございます。このルートは集積所に排出している家庭ごみと事業系ごみをすべて一緒に収集運搬することになります。そのため、「1. 算出方法」の①の方法で集積所に出される事業系ごみ量を推計しました。経済センサスの区内事業者数から民間業者と契約する排出事業者数を減じた数を区の集積所に出す事業者の数とし、事業者アンケート結果に基づき区の集積所に排出する事業者1社1年間あたりに排出する平均ごみ量を乗することにより、「2. 事業系と家庭系のごみについて」の①事業所からの区収集ごみを22,168トンと推計しました。①と②を合算して豊島区の事業系ごみは56,865トンと推計されます。なお、①事業所からの区収集ごみは、区の集積所に排出された家庭ごみと一緒に収集していることから、下のピンクの四角にある家庭から排出されるごみに含まれております。そのため、家庭から排出されるごみは、正しくは、46,695トンから推定した事業所からの区収集ごみ22,168トンを差し引いた、24,527トンとなります。46,695トンは区の集積所に排出される家庭ごみと事業系ごみを合算した区収集ごみの量となります。裏面の資源についても同様に推計しますが、経済センサスもアンケート調査も5年に1回であること、経済センサスの実施年とアンケート調査の実施年が合わないという難点があります。私からの説明は以上です。

○会長： ありがとうございます。なにかご意見、ご質問はございませんでしょうか？

○委員F： TABETEについて、区はどのように主体的な関与をしているのかというのをちょっと教えていただきたいのですが、区民にとってはとても

嬉しいサービスだと思いますが、その一方では、食品ロスを出さないようにコントロールするというのが事業者の役目かなと思います。これまで捨てれば済んでいたものに対して、商品を撮影して価格登録をし、アップして売れたら受け渡しが必要で、販売手数料は事業者が払うということになるので、区としてはどのように関与しているのかちょっと分からなかったのもので、この辺りの脱炭素に係る人件費等のコストを誰が負担するのかというのはあまりこの中で見えなかったのもので、その辺りを教えてほしいというのが1つです。

また、インセンティブ目標というのも考えられているということですが、さっきのコスト負担の話と同じで、区民にも、有料ごみの検討とか民間回収を進めたりということで、これも負担が利用者側にかかってくることになるので、住民税を払っているのになと思われるんじゃないかと思います。人口減少下で住民サービスをどうしていくのかというあり方にも関わってきてしまうのですが、それをもってしても、表彰状1枚なのかなというのは、インセンティブのあり方としては今後どのような検討をしていくのか、どのような価値を付加するのかということが非常に重要になるかと思い、区の関与というところと、インセンティブ付与というところについて教えていただければと思いました。以上です。

○ごみ減量推進課長： TABETE のフードレスキューについて、区としては、食品ロスの削減に係る周知、普及啓発によって TABETE の登録者数を増やしていくというところで食品ロス削減に繋がると思うのですが、結局大きいところかというと、これは全て地球温暖化の防止に繋がっていることになると考えております。そこで TABETE による二酸化炭素の排出量を掲載しているところです。

インセンティブについては、先ほど計画の説明でも事業者に対する表彰制度など事業者に対してのインセンティブという話がありましたが、区民が進んで分別や適正排出などを楽しんでできるなど、そういう動機付けとなるような普及啓発もしくはイベントなども検討していこうと考えています。

○委員 F： 追加で、TABETE についてですが、極論すると TABETE は使われない

方がよいという話になってくるので、この登録の件数を目標にする
と、やりたい方向と逆転していく可能性があるので、ちょっとその点
だけ、述べさせていただきます。

○ごみ減量推進課長： その点について、計画の中では TABETE の登録者数をどんどん増や
していったら、その結果、食品ロスがどんどん減っていくことが目標な
のですが、食品ロスを減らすというところで、とりあえずこの目標期
間の間は、どんどん TABETE への登録者数を増やすことによって、フ
ードレスキューされる食数、食品ロスを減らしていければということ
を考えています。長期的に見ると、やはり委員のご指摘のとおり、逆
転現象が起こると思います。

○会長： その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか？

○委員 G： 今、二次電池が結構出てきていると思うのですが、参考資料 4-6
を拝見した際に、かなりの数の火災が起きているというのが分かります。
乾電池の処理会社さんに聞いた話ですが、家庭内においては二次
電池が自然発火することがあるとのことで、国内でどれだけの火災が
起きているかは分かりませんが、おそらく区民、国民の皆さんが二次
電池をどのように廃棄すればいいかというのを全く理解されていな
い、もしくは伝わっていない部分があります。現状、おそらく捨て方
としては大手電気量販店へ持ち込んで処分してもらうというケース
と、特定の区市町村においては行政回収を行っています。豊島区とし
て、今後処理困難物である二次電池については、早急に回収方法を決
めた上で対応するのが一番よろしいかと考えます。機会があれば、豊
島区のごみや資源を集めて処分している業者を集めて、どのように取
り組めばいいかというのを一度検討されたら一番いい結果が出るの
ではないかと思います。ちなみに、弊社では、単純にペール缶に絶縁
した二次電池を入れて保管する方法と、水に二次電池をつけて保管す
る方法をとっています。ただ、二次電池を水に浸した場合は、水が強
アルカリに変化するという問題があります。強アルカリの水はかなり
処分が困難なものになります。また、密封されたペール管内に絶縁し
た二次電池を保管した場合はガスが発生します。いずれにしろ、現状、

排出方法や保管方法については、特段として何がいいかというのが確立できていない部分がございます。これからおそらく国等で様々な検討がされた上で、保管方法が確立されてくると思うのですが、区民の出しやすいルートの確保について、大至急検討する必要があるのかと思います。ぜひとも一度機会を作っていただき、豊島区内の区民の方のごみ資源を処分する業者を集めて議論すべきじゃないかと考えた次第です。

○ごみ減量推進課長： 現在、23 区の清掃リサイクル主管課長会などでも、二次電池の保管方法や処分の仕方については東京都もどうしていいか分からないような状況になっています。本区といたしましても、そのまま何も分からない状況というのも問題ですので、個別に業者を呼んでヒアリングをしてより良い保管方法や処分方法などを検討しているところでございます。

○会長： その他全体を通して、何かご意見ございますでしょうか。
では本日も、長時間ご審議いただきましてありがとうございます。
た。事務局から連絡事項があるそうですのでお願いします。

○ごみ減量推進課長： はい、では連絡事項を 2 点お伝えさせていただきます。
1 点目ですが、本日の会議録につきましては、直ちに作成作業に入り、委員の皆様を確認のご連絡をさせていただく予定です。会議録ですが、原則として会議でのご発言をそのまま記録させていただくものになり、ご発言にお間違いがないかのご確認になりますので、よろしく願いいたします。皆様にご確認いただきましたら、区ホームページに掲載いたします。2 点目に、次回の審議会の開催ですが、令和 7 年 10～11 月を予定しております。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○会長： それではこれをもちまして、第 6 期第 4 回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会させていただきます。長時間ご議論いただきまして、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(11 時 35 分閉会)

会 議 の 結 果	・ 第 5 次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定及び豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正について、今後審議していく内容と進め方について質疑及び意見があった。
提出された資料等	・ 資料第 4-1 号 第 6 期豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿 ・ 資料第 4-2 号 第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画（素案） ・ 参考資料第 4-1 号 第 3 回審議会のご意見について ・ 参考資料第 4-2 号 事業系食品ロスにかかる指標について ・ 参考資料第 4-3 号 TABETE(フードレスキュー)による CO2 削減効果について ・ 参考資料第 4-4 号 地球温暖化に関するアンケート調査結果について ・ 参考資料第 4-5 号 清掃車両および中継所での火災件数等について（R2～R6 実績） ・ 参考資料第 4-6 号 二次電池による処理施設等の被害について ・ 参考資料第 4-7 号 事業系ごみの発生量推計について
そ の 他	